

令和5年（2023年）6月22日

保護者 様

熊本県立熊本高等学校
校長 田中 篤

経済的理由（家計の急変等）に係る授業料減免制度について（お知らせ）

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、熊本県の条例により就学支援金の辞退者および不認定者には授業料を納入していただくことになっておりますが、家計の急変等により就学が困難になった生徒に対応するため授業料の減免制度が設けられています。

詳細につきましては下記をご覧ください、該当する場合は事務担当者へご連絡ください。

記

1 減免の対象

授業料を支払っている者のうち、年度途中での火災・風水害等による被災、保護者の事業失敗による破産、失業、主計者の死亡、離婚、その他特別な事情が発生した者

2 減免の額

事情を考慮し、熊本県教育委員会が決定します

3 申請期間

- (1) 令和5年（2023年）4月～令和5年（2023年）6月の授業料を支払った者で、4月に遡って減免を希望される場合
申請期限：令和5年（2023年）7月7日（金）
- (2) 上記期限以降の該当者につきましては、随時受け付けをいたします。

熊本高校事務室
具志堅 加奈
電話：096-371-3611